

堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例及 び堺市イノベーション投資促進条例の一部を 改正する条例

(堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表(い)の項中「統計法第28条第1項の規定に基づく産業に関する分類(平成25年総務省告示第405号)第4項分類表の大分類N一」を「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件(令和5年総務省告示第256号)3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表に掲げる大分類N」に、「中分類80一」を「中分類80」に改める。

(堺市イノベーション投資促進条例の一部改正)

第2条 堺市イノベーション投資促進条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「あつては、」の次に「別表第2に定める」を加える。

別表第2中「第2条関係」を「第2条、第8条関係」に改める。

別表第3中「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)第4項分類表の大分類E一製造業及びG一」を「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件(令和5年総務省告示第256号)3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表に掲げる大分類E製造業及びG」に、「同分類表」を「同分類項目表」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。